

帯広市条件付一般競争入札実施要綱

[平成20年4月1日制定]

(目的)

第1条 この要綱は、帯広市が発注する建設工事等の請負契約を、他に定めのあるものを除き、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定に基づく資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）により実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象建設工事等)

第2条 市長は、帯広市工事執行規則（昭和52年規則第28号）第2条第1項に基づく工事並びに設計及び測量業務（以下「建設工事等」という。）の発注に当たり、設計金額が1千万円以上の工事並びに5百万円以上の設計及び測量業務については、条件付一般競争入札を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条件付一般競争入札により難いと認めるときは、対象建設工事等としないことができるものとする。

(入札の公告)

第3条 市長は、入札の公告に当たっては、次に掲げる事項のほか必要な事項を掲示するものとする。

(1) 入札に付す事項（工事〔委託業務〕名、工事〔履行〕場所、工期、工事〔委託業務〕の概要等）

(2) 入札参加資格者の要件

(3) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書等の提出期間、場所等

(4) 入札保証金の有無

(入札参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 帯広市契約規則（昭和39年規則第22号）第6条第3項の規定に基づく資格を有する者として名簿に登録され、かつ、工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。

(2) 帯広市の建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成6年12月1日制定）第2条第1項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、開始手続の決定後、市長が別に定める手続に基づき当該工種等の再認定を受けていること。

(4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(5) 過去15年間に、発注建設工事等と同種又は類似の建設工事等について、施工等実績があること。

(6) 工事にあつては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項

ア 発注工事に対応する建設業法に規定する監理技術者又は主任技術者を適正に配置できること。

イ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

ウ 発注工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係がないこと。

(7) 委託業務にあつては、第1号から第5号までに掲げるもののほか、次に掲げる事項

ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者を配置できること。

イ 成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者が必要な場合にあつては、当該照査技術者をアの管理技術者とは別に配置できること。

(8) 共同企業体の場合にあっては、工事については第1号から第6号まで、委託業務については第1号から第5号まで及び前号に掲げるもののほか、別に定める共同企業体としての要件も満たしていること。ただし、共同企業体として参加する場合は、その構成員は単体企業又は他の共同企業体の構成員として参加することはできない。

2 市長は、発注する建設工事等の内容に応じ、前項各号に規定する入札参加資格により難い事情があるときは、入札参加資格の内容を変更することができるものとする。ただし、この場合の変更は、当該建設工事等の履行上必要な限度のものとする。

(入札参加資格の決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づき対象建設工事等ごとに入札参加資格を決定する場合は、あらかじめ帯広市建設工事等入札参加資格審査委員会及び帯広市建設工事等入札指名委員会に関する要綱(昭和55年4月1日制定)第2条の規定による帯広市建設工事等競争入札参加資格審査委員会(以下「資格審査委員会」という。)の審査を経なければならない。

(入札の参加申請)

第6条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出し、その審査を受けなければならない。ただし、第1号から第4号までに掲げるものを除き、提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1の1、1の2)

(2) 資本関係・人的関係調書(様式2)

(3) 配置予定技術者経歴書(様式3)

(4) 同種又は類似工事施工(委託業務履行)実績書(様式4)

(5) 特定建設工事(委託業務)共同企業体協定書(様式5)

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出方法は、持参によるものとし、市長が特に認めた場合を除き、郵送等による提出は認めないものとする。

(入札参加資格の審査)

第7条 市長は、申請書の提出期限の翌日から起算して7日以内に、資格審査委員会においてその内容を審査させ、その結果を条件付一般競争入札参加資格審査通知書(様式6)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査結果の通知に当たり、入札参加資格がないと認められた者(以下「非資格者」という。)に対しては、その理由を付すとともに、当該結果通知をした日の翌日から起算して3日(帯広市の休日定める条例(平成3年条例第24号)に規定する休日を含まない。)以内に入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる旨を併せて通知するものとする。

3 非資格者が前項の説明を求める場合は、市長に対し書面によりこれを行わなければならない。この場合、郵送又はファクシミリによるものは受け付けないものとする。

4 市長は、前項の説明を求められたときは、原則として説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して3日以内に、非資格者に対し競争入札参加資格がないと認められた理由の説明について(様式7)により回答するものとする。

5 市長は、非資格者に入札参加資格があると認めるときは、前項の回答と併せ、改めて入札参加資格がある旨通知するものとする。

6 市長は、前項の通知を行うに当たっては、資格審査委員会の審査を経てこれを行うものとする。

(入札参加資格の取り消し)

第8条 市長は、前条第1項の規定に基づく通知の後に、入札参加資格者が第4条第1項各号に掲げる要件に該当しないと認めるとき並びに申請書及び添付書類に虚偽の記載をしたことが明ら

かになったときは、当該入札参加資格者の資格を取り消し、その旨を書面により通知するものとするものとする。

(設計図書の閲覧等)

第9条 発注する建設工事等に係る設計図書等は、入札の公告の日から入札日の前日までの間、市長が指定する場所において閲覧に供するほか、入札参加資格審査申請をする場合に限り、閲覧期間中、複写させることができるものとする。ただし、やむを得ない事由により公告の日から閲覧に供することができない場合は、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条第1項に規定する見積期間を満たす範囲内で閲覧に供し、又は複写させるものとする。

2 前項の閲覧期間、閲覧場所等については、第3条の公告において明らかにするものとする。

3 入札に参加しようとする者は、設計図書の内容について質問をすることができる。この場合、質疑書(様式8)により持参、郵送又はファクシミリのいずれかにより提出しなければならない。

4 前項により質問があった場合、市長は、質問者に対して質疑事項回答書(様式9)により回答するとともに、入札日の前日まで閲覧場所において閲覧に供するものとする。

(現場説明)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、現場説明を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1項及び第6条第1項の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に一般競争入札の告示(以下「告示」という。)を行う契約について適用し、施行日前に告示を行った契約については、なお従前の例による。